

平成 26 年度 第 2 回 松山市子ども・子育て会議 全体会 会議録

1. 日時

平成 26 年 8 月 28 日（木）13:30～15:00

2. 場所

松山市保健所・消防合同庁舎 6 階 防災大会議室

3. 当日の出席者等

(1) 出席委員（18 名）

相原真亜沙、上岡周介、加納飛鳥、亀崎美沙子、後藤陽三、佐藤敦子、敷村一元、恒吉和徳、二宮一朗、堀田真奈、三浦和尚、宮本章教、村上出、森公夫、山本良子、吉田可奈子、吉野内悦子、吉松靖文（五十音順、敬称略）

(2) 事務局

唐崎子ども・子育て担当部長及び事業関係担当課等長並びに担当者

4. 傍聴の可否

可（傍聴者 1 名）

5. 会議次第

(1) 開会

(2) 委員紹介

(3) 副会長選出

(4) 議事「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」について

①本日の審議事項について

②「めざす姿」について

③松山市子ども・子育て支援事業計画（案）第 1 章～第 3 章及び第 6 章部分について

④基本的記載事項について

(5) 報告事項

①子ども・子育て支援新制度に関する国等の動向について

(6) その他

①連絡事項等

(7) 閉会

6. 配布資料

・会議次第

・配席図

・委員名簿

・資料 1 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）について

・資料 2 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）における「めざす姿」について

・資料 3 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）
第 1 章～第 3 章及び第 6 章部分について

- ・資料4 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）における基本的記載事項について
- ・資料5 子ども・子育て支援新制度に関する国等の動向について
- ・参考資料1 松山市子ども・子育て支援事業計画（素案：全体会検討版）

会議録

1. 開会

・事務局

それでは、ただ今から、平成 26 年度第 2 回松山市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、委員総数 20 名のうち、18 名のご出席をいただいております。過半数に達しておりますので、松山市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項の規定により、本会議が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

それでは、お手元に配布しております次第に沿って進行をさせていただきます。

まず、開会にあたりまして、松山市保健福祉部子ども・子育て担当部長の唐崎より、ご挨拶を申し上げます。

～唐崎担当部長挨拶～

・事務局

本来であれば、三浦会長に進行をお願いするところですが、次第 2 の委員紹介及び次第 3 の副会長の選出までの間、引き続き、進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

2. 委員紹介

・事務局

地域子育て部会において、先にご紹介していますが、改めて全体会においても、ご紹介いたします。全体会では、副会長を務めていただき、地域子育て部会の所属でありました角田敏郎委員が平成 26 年 5 月 24 日をもって辞職され、後任として松山市児童クラブ連絡協議会副会長であります、宮本章教様が委員に就任されておりますので、ご報告いたします。

3. 副会長選出

・事務局

先ほど申し上げましたとおり、副会長を務めていただいていた角田委員が辞職されたため、現在、本会議の副会長は空席となっております。そのため、本日の全体会において、会議条例第 5 条第 2 項の規定「委員の互選により定める」に基づき選出いたします。

それでは、どなたか副会長のご推薦はございますか。

・三浦会長

地域子育て部会の部会長をされており、現在策定中の事業計画の前身であります、「まつやま子育てゆめプラン」の取りまとめもされていたことから、恒吉委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(他の委員から拍手)

・事務局

賛同いただきまして、ご異議がないようですので、恒吉委員、副会長の方をお願いしてよろしいでしょうか。

- ・恒吉委員

分かりました。よろしくお願いいたします。

- ・事務局

ありがとうございます。それでは、恒吉和徳委員を副会長とすることに決定します。恐れ入りますが、恒吉委員は副会長席の方へ移動をお願いします。以上で、副会長の選出を終わります。

4. 議事

- ・事務局

それでは、松山市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定により、これより先は、三浦会長に進行をお願いいたします。三浦会長、よろしくお願いいたします。

- ・三浦会長

みなさんこんにちは。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。前回の5月の全体会から、2つの部会にそれぞれ分かれてご審議いただいているところですが、本日は、両部会にも共通する部分も定めて、次回に概ねの案としての最終答申にしたいと考えています。本日もできるだけ決められるところは決めて、慎重にご審議いただきたいと思います。

このあとには、部会も開く予定があり、時間も決まっていますので、進行にご協力ください。

①本日の審議事項について

- ・三浦会長

まず、本日の審議事項について、事務局より説明をお願いします。

- ・事務局

～事務局から、資料1に基づき「本日の審議事項」について説明～

- ・三浦会長

ありがとうございました。先ほどの事務局から説明がありましたとおり、本日は両部会に関わる内容や全体的な話を審議することになります。次回の全体会で、概ねの案という形で取りまとめたいと考えていますが、本日中に確定できる部分は、先行して決めていきたいと思っています。

今の説明について、何かご質問などがありましたらどうぞ。

特に質問がないようでしたら、具体的な審議に移ります。

②「めざす姿」について

- ・三浦会長

事業計画における「めざす姿」について。各部会において、事務局からの素案の提示を受け、意見をいただいておりますが、全体会で審議することになっていきますので、改めて事務局より説明をお願いします。

- ・事務局

～事務局から、資料 2 に基づき「めざす姿」について説明～

・三浦会長

ありがとうございました。「めざす姿」は、看板になる場所ですから、非常に大切な場所です。事務局素案に対し、各部会でいただいた意見を基に、松山市の総合計画や教育プランとの整合性等も含めてご検討いただいたうえで事務局案が示されました。

この部分については、各部会で一度ご意見を頂戴していますので、今回でおおよそ決めることができると想定しています。

今回の事務局案は、両部会の意見を反映した案で提示されていますが、何か、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

・三浦会長

ここは皆さんからご意見をいただいた後、また案が動いているので、慎重にと思いましたが、深く頷いていただきましたので、自信を持って決めさせていただきます。

それでは、「めざす姿」は、事務局案の「すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち」とします。

③「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）第 1 章～第 3 章及び第 6 章部分」について

・三浦会長

続いて、各部会で協議している以外の部分である、事業計画の第 1 章から第 3 章と第 6 章部分についてです。事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 3 に基づき「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）第 1 章～第 3 章及び第 6 章部分」について説明～

・三浦会長

ありがとうございました。具体的には統計資料の部分であったりするところですが、それ以外にも重要な内容が書かれていますので、きちんと見ていきたいと思えます。

多少長いので、章ごとで区切って審議していきたいと思えます。

a：“第 1 章 計画の概要” 部分

・三浦会長

まず、第 1 章「計画の概要」は、資料 3 の 1 頁から 3 頁までです。この部分について、皆さまよりご意見をいただけたらと思えます。いかがでしょうか。

・山本委員

1 頁目で、合計特殊出生率について「平成 25 年時点では、1.43」と書かれているのは国の指数だと思えますが、松山の数字を書きおくと、5 年後にそれよりも下がるのかもしれませんが、上がってほしいという願ひも込めて、ここに入れた方がよいのではないかとと思えました。

・事務局

第 1 章の前段からの流れが、国全体のことを書いているので、数値も国全体の出生率を挙げ

ています。

- ・三浦会長

ここは計画策定の趣旨ということで、こういう計画をどういう流れの中で策定するに至ったかの説明部分で、国の元々の法律とともに、どういう趣旨で策定に至っているかというところであるため、あえて国の数値で説明をしているという理解でよろしいですか。

- ・事務局

そういうことです。

- ・山本委員

でも、やはり国の数値では、都市部と地方では子育てに関する問題が異なっているように思います。国の基準に合わせてしまうと、計画自体に、根本的なずれが生じてしまうのではないかと思います。エンゼルプランが最初に出た頃というのは、あまり見えてこなかったかもしれませんが、いろいろなお母さん方と話していて、地方と東京では、問題点が異なっている部分が多いと考えています。統一的な国としての計画を基準に、松山市の今後の子育ての計画を考えていくと、ずれが出てくるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

- ・事務局

全国的な傾向と松山市の状況が必ずしも一致しているわけではないと、個別の状況もあるのだらうと思います。ただ、出生率の点でいうと、当然もっと大きな都市や過疎地とも違うと思いますが、全体的な流れとして、それほど松山市の状況を挙げて記載するほどの差はないと認識しています。

- ・三浦会長

松山市の出生率はどのくらいなのでしょう。

- ・事務局

平成 24 年で 1.38 です。

- ・三浦会長

全国より低いですね。年度が違う数値と比べると少し難しくなりますが。

- ・山本委員

それなら大丈夫と思いますが、第 2 章から松山市の状況が書かれているので、ここからが松山市としての計画の基本的な始まりと捉えたらよいのでしょうか。

- ・事務局

そのようにご理解いただきたいと思います。

- ・吉松委員

全国を含めて松山における子育ての問題点についての言及というところで、少子化については書かれていますが、日本が今どうなっているかというところ、高齢出産やリスクの高い出産が増えて

いますし、実際、それにともなって障がいのある子どもたちがたくさん生まれるようになってきています。

あとは、経済格差です。県内でも、経済的に大変な家庭が増えています。この間の伊予市の事件も含めてですが、あれは構造的に、別に伊予市だから起きた問題ではなく、どこで起こってもおかしくないという現状があると思います。この点についての問題意識を、松山市としてこの中に入れられないのでしょうか。

・事務局

1章から3章のところには、大きな全体的な話という部分になっています。第1章は計画の概要です。第2章のところ松山市の状況などをニーズ調査も含めてお示しさせていただいておりますし、もう少し詳しい現状認識の部分については、第4章で対応していると私どもでは考えています。委員のご意見の部分について、具体的にお示しいただけるようでしたら、対応できるかと思えます。

・吉松委員

お答えありがとうございます。後ろの部分を見たときも、虐待については、書かれていますが、虐待以外の子育ての問題や出産の問題についての数値というのは出ていません。今頃になって、このような意見申し訳ないです。そのあたりの、子どもの多様化と子育ての多様化のことについて、まず最初のところに書かれていなくて、その後を見ても、それらに関する資料については触れられていない部分があると思います。

・三浦会長

基本的にこの会議を設置してどういうことを決めるかということは、非常に消極的に見えるかもしれませんが、国の子ども・子育て関連3法の成立によって、「事業計画を策定して、変えていけないといけないところを変えていきましょう」という趣旨の流れでございます。先ほどご意見をいただいた、障がいを持った子どもについて、もちろん私たちはこういう立場で保育・教育・子育てに関わっている以上、大変大切なことと意識して関わらなければいけないことは言うまでもありません。ただ、そのあたりのところは、私の認識では、松山市の教育プランで障がいを持つ子どもへの対応とか、虐待等の問題とかについては触れていると思います。そういうことについて、ここで問題として触れていくと、何をどうするのかということが求められてきますので、それはそれできちんと行えば大変大切なことだと思いますが、子ども・子育て関連3法の流れの中での審議・議論、あるいは対応ということからは、さらに広い問題になってきて、そこまで議論するのであればもう少し領域的に広い専門性を持った人をお呼びして議論していかなくてはならないのではないかとというのが、私のこの席に座っている立場からの見解です。

もちろん、この事業計画の流れの中に、そういうことも大切なことであると、部分的に織り込むことはやぶさかではないと思っております。

・堀田委員

「4 計画の策定方法」の「(2) 策定体制」のところ、内容ではなく、見せ方のことですが、体制図を図式化してはどうかと思います。子ども・子育て会議というのがどういう立場なのか、諮問機関なのか、協働機関なのか、また子ども・子育て担当部長がどこに位置付けられているのか。どこかのホームページでわかるかもしれませんが、ここは図式化した方が分かりやすいと思います。

それと、さきほど吉松委員が言われていました課題や背景という部分ですが、2章で高齢出産の現状といったデータも追記したらよいと思いました。以上です。

- ・三浦会長

図式化というのは、この会議が、例えば教育委員会、保健福祉部等との関係の中でどこに位置付くかというようなものがあるとよいということでしょうか。

- ・事務局

この子育て会議と市の組織図を組み合わせたようなものであれば、できると思いますが、図でご理解いただけるようなものになるかどうかは、検討してみないとお答えできません。

- ・三浦会長

堀田委員は、図式化しないと位置付がわかりにくいというお考えですね。複雑すぎて図式化するとかえってわからないということもあるかもしれませんが、これだけ市の関係課の方がいろいろ来られているということは、つまりこれだけの複雑な組織の中でこの会議を進めているということはご承知おきいただきたいです。

検討してみただいて、やはり図式化しても分からないかもしれないという場合もあるかもしれません。ここの部分を限定して、次回まで保留としたいと思います。図式といっても、それがよいかどうかは、今日は案がないので。というところで今日はよろしいですか。

課題・背景については次の章のところでお願いします。最後までいって議論をさかのぼるのを拒絶するものではありませんので、ひとまず第2章に進ませていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

b：“第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状”部分

- ・三浦会長

続いては、第2章の「子どもと子育て家庭を取り巻く現状」部分について、何か、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

- ・山本委員

母子家庭などのデータが出ていませんが、これから増えていくだろうと思うのは、父子家庭です。それによって、市としてやっていくことも変わってくると思いますし、予算をそちらにつけなければいけないということも出てくると思うので、そういうデータを載せることはないのでしょうか。

- ・事務局

母子家庭や父子家庭のデータもおそらくあると思います。いろいろと載せることができるデータは様々あると思いますが、全体的な大きな流れの中で、現在のものを載せているとご認識ください。どこまで枠を広げるかという部分はありますが、個別データを載せはじめると、きりがないうことから、現在のような形にしています。

- ・山本委員

またデータについてですが、4頁の「(2) 就業率」のところで、単に就業率ではわかりづらく、正規と非正規という雇用形態があるので、その辺りの推移というものも、子どもに影響を与えて

いきます。そういうデータにしていだければと思います。

- ・事務局

正規・非正規のデータというもので、ここに載せられるようなものがあるかどうか、今の段階ではわかりませんので、持ち帰って検討したいと思います。

- ・三浦会長

確実なデータでないと載せられないというのが大前提としてあります。子どもを取り巻く状況で、いろいろなデータを取り寄せれば、それは、いろいろな視点からの莫大なデータが出てきます。その中で、何を取捨選択してここに載せるのか、あるいはアンケートもありますが、アンケートをすること自体、何を問うのかというようなところからあり、それをうまく「子ども・子育て関連3法の成立に伴って、松山市が何をしていくのか」というところに向けて、そのデータを提示していく、ということですから、そのために必要か必要でないかの一線の引き方は、順位があってはつきりするようなものでもないと思います。その辺りは事務局として悩みながら「このくらい」という一線を引きながら、必要なデータを提示していると思います。

今ここで決定するというにはいかないと思いますので、課題ということで、事務局にもう一回検討してもらおうということによろしいでしょうか。

- ・山本委員

わかりました。子どもの中にも格差というか、貧困の例が子どもたちにもありますので、その辺りがデータとして分かるようなものを何らか載せていただけたらよいのではないかと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

- ・三浦会長

事務局、ご検討ください。ただ、事業計画の大きな流れのバランスを崩すようではいけないので、その辺りの最終判断は、改めて行うことにしましょう。

第2章について、他にいかがでしょうか。

- ・二宮委員

冒頭の図は、国勢調査の数値を取られているので22年で終わっていると思いますが、次の6頁を見ると、おそらく松山市自体では、出生数とか年少人口が25年の分までであれば、把握することができると思いますので、22年の段階では「7万人を超える水準にまで減少しています」と書かれていますが、26年度の段階で公表する計画なら、「現状はさらに進んでいる」という文言が付け加えられていてもよいと感じました。

- ・事務局

今後出てくる数字等で訂正するものがあれば、直近のものを入れるということで検討します。

- ・二宮委員

国勢調査は5年に1回なので、次の27年の数字はこの計画には入らないと思います。国勢調査の数字が使われるのはよいのですが、22年の段階で7万人であるため、現状では、おそらく7万人を切っていると思います。そのため、「実状はさらに進んでいますよ」というのを、松山市が自分のところで持たれているデータがあると思うので、表現として少し付け加えたらどうです

か、ということです。

- ・三浦会長

市の住民票レベルの数字で直近のものを、という意味ですね。お願いいたします。

- ・恒吉副会長

さきほど、冒頭の第1章のところで出生率のご意見が出ましたが、例えば出生数ではなくて出生率は、全国的にはやや回復傾向にあります。出生数が減っているというのが特徴なのかなと思います。そのため、出生率に関しては、全国の推移と、県の推移と、それから松山市の推移、これを折れ線グラフで比較すると、松山市が全国と同じような流れになっているのか、その特色が少し見えてくるように思います。確か、“ゆめプラン”では、全国と県と松山市と、というところで出生率の推移が出ていたかと思えます。

- ・事務局

それについても検討させていただきます。

- ・三浦会長

それでは、時間も迫っておりますので、第3章に移らせていただきます。

c：“第3章 基本的な考え方”部分

- ・三浦会長

第3章の「基本的な考え方」部分について、何か、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

- ・吉田委員

16頁「2 基本理念」の2の2行目で、「家庭で子どもを見ている親」という表記と、17頁「3 基本方針」(2)の2行目「家庭で子育てをする保護者」という表記がありますが、これは例えば「仕事をしていない親」のことを指しているのでしょうか。家庭で親が子育てをするのが当たり前だと思っている方からすると、少し気になる表記だったので教えていただければと思います。

- ・事務局

16頁の基本理念のところの表記については、書き方をどうするのかはありますが、親御さんが共に仕事をしている家庭においても、そうでないところにおいても、「全ての家庭」ということを具体的に表すためにこのような書き方をしています。特に育てるからという意図はありません。このあたりの書き方に、もし問題があれば改めなければならないと思います。

17頁については、一時預かりというのは通常、両親とも働いている家庭の子どもを預かる保育所が、そうでない家庭のお子さんも預かるということを説明する意味で書いています。ここも分かりにくいということであれば検討したいと思います。

- ・吉松委員

就業している親だけでなく、就業していない親に対する子育てサービスの問題について書かれているところなので、あえてこういう表現になっているのではないかと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

その上で、2の基本理念は「親」、基本方針では「保護者」となっている部分があり、表記が異なっていますが、これには何か意図があるのでしょうか。

- ・事務局

特に意味が異なっているというわけではございません。

- ・吉松委員

特に意図がないのであれば、用語は統一した方がよいと思います。今、家庭の中で、いわゆる専業主婦といわれるような人たちが利用できるサービスが限られており、そこについて書かれているという理解でよいと思っています。それとはまた別の意見を言ってもよろしいでしょうか。

- ・三浦会長

少し今の部分を整理させてください。

今、ご意見がありましたところは、「親」、「保護者」、一方では「保護者等」という言い方もありますが、「等」をこういうところで使いすぎると、また分かりにくくなるというのがあります。

例えば基本理念2であれば「家庭での子育てを含めた全ての子育て家庭」というような言い方でもよいかと思えますし、17頁(2)であれば「家庭で子育てをする保護者」、意味としては「就業していない保護者」ですね、そういった方向での変更を検討していただくということによろしいですか。それでは吉松委員さんお願いします。

- ・吉松委員

18頁の基本方針(8)ですが、「専門的な知識及び技術を要する支援の推進」というところで、虐待と単身家庭のことが書かれていますが、単身家庭についての表記の中に、障がいがある子どもについても、一緒に含まれているような表記として、一文でまとめられています。これは問題の性質が違うので、やはり分けていただきたいと思えます。

実際、一人の子どもや一軒の家族が抱えている問題としては、重なる部分もありますが、問題の次元としては異なっていると思うので、それぞれが専門的な対応を、ということで表記していただければと思います。

- ・事務局

そのような方向で検討させていただきます。

- ・亀崎委員

今の、18頁(8)の「専門的な知識及び技術を要する支援の推進」というタイトルの表現についてですが、保育や幼児教育についても当然、専門的な知識や技術を必要とすることだと思います。ですので、通常こういった被虐待児、障がい児、ひとり親家庭などを総称するとき、「特別な配慮を要する家庭」という言葉をよく使いますので、そういったタイトルに変更されるということはいかがでしょうか。

- ・事務局

ということは、「特別な配慮を要する家庭への支援の推進」というような言い方になりますか。

- ・三浦会長

「子ども」ではなく、「特別な配慮を要する家庭」でよいですか。

・ 亀崎委員

そういうお子さんを持っている家庭への支援を指している内容かと思いますので「家庭」という言葉を使って差し支えないと思います。

・ 吉松委員

(8) で家庭が対象になってしまうと、特別な配慮を要する子どもはどうなるのでしょうか。障がいのある子どもを専門にしている立場としては、少し気になるところです。家庭に対する支援だけではなく、配慮を要する子どもたちについては保育所、幼稚園、学校に対しても介入が必要で、そこへの介入が遅れると、いろいろな事件が起きてしまう危険性があります。ここで8番の対象を「家庭」に絞るのであれば、それ以外のところに、配慮を要する当事者の問題についての表記も何か考えていただきたいと思います。

・ 三浦会長

「特別な配慮を要する子ども・家庭への支援」ではだめですか。

・ 亀崎委員

16頁、「1 めざす姿」のところをよく読まず、先ほどの発言をいたしました。このめざす姿、第3章が指し示す趣旨としては、先ほど吉松委員が言われたとおり、家庭や関係機関・団体、職場等々、それら全てを含めた支援体制のことをここでは取り上げるということが書かれていますので、もう少し包括的な形での表記のほうがよいと思いました。すぐには、よい言葉が思い浮かばず申し訳ございません。

・ 三浦会長

議論が専門性を持つところの、専門用語に近いところの議論になっていますので、事務局に預けても、困るところもあろうかと思います。具体的に、ここをこう直したらどうですか、という議論が生産的かと思います。亀崎委員さんも、「今」とは申しませんので、お知恵を絞っていただいて、事務局へお伝えいただければと思います。吉松委員さんお願いします。

・ 森委員

今のところですが、項目の下に「これら特に専門的な知識及び技術を要する」という文言がありますから、「専門的な」の前に「特に」をつけて「特に専門的な知識及び技術を要する支援の推進」という表記でも、趣旨は伝わるのではないかと思います。

・ 三浦会長

「特に」という一言をつけるとニュアンスが変わるのではないかというご意見です。そこも含めて事務局で検討していただくということでよろしいでしょうか。

・ 上岡委員

それでよいのではないのでしょうか。やはり、現場にいますと、確かに保育士は専門職ですが、それ以上に専門の方々の指導が必要な場合が多々あります。家庭内、保育士というレベルでは対応できない方がいます。

この章は非常に重要だと思っています。そのため、今言われた「特に」という言葉くらいでこの章は置いて、もし他にご意見があれば別の項目を作ったらいかがでしょうか。

・三浦会長

ここに「特に」という言葉をつければ意図がはっきりしますし、もともとの趣旨はそういうところだと思います。それでは、今日のところは「特に」という言葉を付けるということで、この場は進めさせていただきます。「やはり」ということがありましたら、他にもたくさん直すところがありますので、ご意見いただけたらということでお願ひします。

・吉野内委員

17頁(1)1行目「少子高齢化の進行や核家族化の進展等に加え」という記述ですが、私は「進展」という言葉にひっかかって、1章の計画の概要のところでは「少子高齢化・核家族化の進行」という記述がありますから、同じではいけないのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

・三浦会長

「進展」というのはいい方向に進むことですので、ここは修正するというところでお願ひします。

・堀田委員

(6)の「職業生活と家庭生活との両立の推進」ですが、「事業主の理解と協力のもと～」と、書かれて、最終的には個人への啓発というところでまとめているのですが、企業への啓発という部分はすごく大事であるため、例えばですが「企業には従業員の仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる制度整備や長時間労働の是正等の啓発を推進します。また、家庭では父親と母親が～」と続いて、企業にはこういうこと、家庭ではこういうことと、表記を分けていただきたいと思ひます。以上です。

・三浦会長

「事業主の理解と協力のもと」という文言ではなく、さらに踏み込んだ内容にすべきというご意見だと思います。ここに書いてしまうと、そういう事業を展開しないといけないということが付いてくると思ひますが、そうしたときに市の子育て・保育の部署が事業主に対して、どのくらいの事業展開ができるのかが気になります。今のご意見、私も大切なものだと思ひますので、事務局で文言は検討していただきましょう。

・村上委員

私もこの会に出て、文章の一文字一文字がこれだけ審議されるということにびっくりしていますが、先ほどの「少子高齢化の進行や核家族化の進展」の進展を修正するという部分で、そこまではいいなら、進行を二つ並べなくても「少子高齢化や核家族化の進行」でよいのではないかと思ひます。

・三浦会長

それがすっきりすると思ひます。

・吉松委員

会長の、文言に盛り込んだら実施しなければいけないとした場合、専門的な支援は専門機関だけで行えばよいというニュアンスになっては困ります。それについては「(1) 幼児期の学校教育・保育の充実」とか「(2) 地域における子育ての支援」とか、(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」このあたりのところにも、家庭の多様化と、障がいを含めた子どもの多様化の問題について触れていただくことが重要だと思います。そうでなければ、今、専門機関だけではもう対応できなくなっています。実際、地域における一般的な園や学校でどうしていくか、ここが一番大きく問われている時代に入っていますので。どのような文言を入れるという具体的なところまで頭が回っていませんが、その点は指摘させてもらいたと思います。

・三浦会長

ご意見として賜っておきますので、具体的な部分は、事務局とやり取りして、今日ここで決めるというわけにはいかないことがもう明らかになってしまいましたので、次回最終確認をしたいと思います。流れの大筋はだいたいこれでご理解いただいていると思いますので、そのところは事務局とできるだけ早いタイミングでやり取りをしていただけますでしょうか。そのご提案を受けてご検討ください。

・佐藤委員

3章で、どうしても気になる点があるので、教えていただきたいと思うのですが、16頁基本理念の2番に「すべての子どもと子育て家庭を支援します」という文言が書かれていますが、その内容的が「第一義的責任を有する保護者への支援を念頭に」ということで、子育て家庭への支援というのがここに示されていると思いますが、「子どもも支援します」という視点というのは、保護者への支援が子どもを支援することになるという理解で、ここは構わないのでしょうか。

それから、「社会全体で子育てを支援します」という中に、連携する対象として「家庭・地域・企業・行政」がありますが、私たち教育機関に勤めているものですから、教育機関はこの中のどこに入るのか。社会全体の中に含まれているのか、どこに入るのか教えていただけたらと思います。

・事務局

最初の点については、「子ども」という表現が出ていないため、分かりにくいかもしれませんが、子どもも含まれているということでご理解いただけたらと思います。

2つ目については、行政の中にも含めるのがよいのかどうかというのはもちろんありますが、公立学校のある程度は行政に含まれると認識しています。あと、すべてを書き表すことは難しいため、「など」ということで含めてしまっているところはあります。

・三浦会長

3のほうは、学校教育なら「学校」と書いているといいのですが、保育等も全部書き並べると大変なことになるということも一方ではあるのかもしれませんが。私も次回までに考えてみます。

・敷村委員

学校の部分も、ここは入れておくのがよいのではないのでしょうか。

- ・三浦会長
 行政に含まれてしまうと、保育関係の方も幼稚園関係の方も、私たちはどうなっているのかと思われるかもしれません。
- ・敷村委員
 やはり、直接子どもと関わりがある、学校や保育園・幼稚園という機関ですので、ここは入れるのがよいと思います。「地域」は当然だと思いますが、「企業」が入っているのに、教育機関が行政に含まれると言われるとそうかもしれませんが、一般の方は「行政に教育機関も含む」というようには、なかなか思われたい気がします。
- ・上岡委員
 「企業」をやめて「事業者」にしたらどうですか。「家庭・地域・事業者」。「教育」を入れるのなら「保育」も入れないといけない。学校も保育も全部事業だから「事業者」にするのはどうでしょうか。
- ・敷村委員
 一般の方が見たときに、言葉の捉え方として、事業者と教育機関が一致するのか難しいと思います。僕らは、確かに事業者ですから、含まれているというのもある程度は理解できますが、一般の方はどうでしょうか。
- ・三浦会長
 少なくとも小学校の先生を事業者とは思っていないでしょう。
- ・相原委員
 上に「関係機関」という言葉があるので、「行政や関係機関などが」とするのはどうでしょう。「4つも5つも」になったら多すぎるかもしれませんが、「関係機関」だと、教育機関も含まれると思います。
- ・三浦会長
 「子育て関係機関」というような言い方もあろうかと思いますが。このところ、少し預らせてください。今いただいたご意見をもとに調整いたします。
- ・吉松委員
 2番のところ、実際、内容には子どもが対象になっている事業が含まれているので、佐藤委員が指摘されたように、家庭だけでなく子どもも対象になっているということを明記していただいた方が一貫性が出てくると思います。
- ・三浦会長
 そこも次回までに検討いたしましょう。
- ・二宮委員
 先ほどの基本理念 3番のところに戻ってしまうのですが、そこに「家庭・地域・企業・行政」と書かれていますが、基本方針の中身を読み込んでいくと、企業に関わる部分がありません。

います。それであれば、堀田委員が言われた部分については、明確に一つ出しておいてもらわないと、基本理念には企業が入っているのに、企業がどういうところで協力していくのかという部分が、この基本方針だけだと不明確ではないかなと感じました。

- ・三浦会長

さきほどの18頁の(6)のところの表現の擦りあわせの中で、意見として入れるということで。育児休業を取る・取らないという点でも、まだ難しい企業もあつたりするところもありますから、子育てについては、そういったところも非常に重要な要因になってくると思っています。ただ、どこまで強調できるかというのは、先ほど申し上げましたようなことがあります。

- ・後藤委員

ずっと議論を聞いていますと、基本理念1、2、3番の、主体というか、主語が何か疑問に思いました。基本理念を実行する、ここでの主語は行政で、行政が主体となっていく、例えば、「松山市が」というように認識しています。そうした中で、基本理念3番を読んでいきますと、「家庭・地域・企業・行政などが連携して」とありますが、松山市は行政に当てはまっているのではないのでしょうか。そうすると、例えば「家庭・地域・企業とともに」や「～を支えて」とかですね、そういう文章でないと整合性が取れないと思いました。自分達が行政で主体なのに、行政も一緒に連携するという点に少し違和感があります。

- ・三浦会長

基本的なスタンスの問題だと思います。こういう性格のものというのは、「市がこう行います」ということではなく、市民の声を受けて、「松山市としてはこういうことが望ましい」という、松山市・松山市民の総意として、こういうことを考えます。その執行主体としては、当然行政が行います、というのが事業計画を作る時の性格と思っています。事務局としても、それと同じ性格であると理解してよいでしょうか。

- ・事務局

おっしゃる通りです。当然、松山市が策定する計画ではありますので、市が主体となって計画の中で掲げた事業などは実施していきませんが、行政だけで実行できるものではございません。ここに書いてある各機関、市民の方、みなさんで取り組んでいかないとこの計画自体が計画通り、描いた姿にならないということにもなります。ですから、表現的に主語が分かりにくいという部分があるかもしれませんが、市が作る計画ですが、市民全体で取り組んでいただくということで、このような表記にしております。

- ・三浦会長

市役所というレベルではなく、市という抽象的な概念あるいは市民の総意というものとしてこういうものができる。それを執行していく事業主体としては市が、市役所という組織がやっていますという認識でよろしいですね。

- ・事務局

そういうことです。

- ・亀崎委員

17 頁 (1) 最後の行ですが、「さまざまな保育事業も拡充し、質を確保した上で、子どもの受け皿の整備を図ります。」のところですが、「子どもの受け皿」というと、何かサービスから漏れてしまった人を救済するような、消極的なイメージを与えかねません。ここでは、量に関する部分の積極的な意味合いでの表記の内容だと思いますので、このあたりを少し変更されてはいかがでしょうか。

・三浦会長
代案はないですか。

・亀崎委員
「小規模保育や家庭的保育などを整備し保育の量と質の充実を図ります」ではいかがでしょうか。受け皿という言葉は計画の中で使うのは少し違和感がありましたので。

・三浦会長
今の亀崎委員のお話を聞きますと、簡単に「子育ての場の整備を図ります」でも、よいのではないかと思いました。

・森委員
このところは、今、亀崎委員が言われたところを含めて考えたら、「質を確保した上で子どもの教育・保育環境の整備を図ります」とすればまとまると思います。

・三浦会長
そこも含めて事務局で検討をよろしくお願いします。

d : “第 6 章 計画の推進に向けて” 部分

・三浦会長
第 6 章の「計画の推進に向けて」部分について、何か、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

・三浦会長
今までに検討しないといけない部分が、たくさん出ておりますので、第 6 章のところでご意見がございましたら、それぞれ事務局とやり取りをしていただいて、それに基づいて、最終的に私も見させていただいて、次回の全体会にお示しするというようにしたいと思います。第 6 章は十分な時間を取れてない状況ですが、そういう形にさせていただけたら大変ありがたいのですが、いかがでしょうか。

(一同、了承)

・三浦会長
では、気になるところがありましたら、事務局に言っていただき、事務局での検討内容を私でチェックするというにします。

④「基本的記載事項」について

・三浦会長

事業計画に記載する基本的事項の中で、教育・保育部会と地域子育て部会の両方に共通する部分についてです。事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料4に基づき「基本的記載事項の両部会共通部分」について説明～

・三浦会長

この部分については、国の基本指針に基づいた表現にしているようですが、事務局の説明について、何かご意見などがありましたらどうぞ。

事前にお配りしたものと少し変わっているかと思います。担当者としてはどうしても漏れがないようにと思って長くなる傾向がございまして、それについて、私なりにすっきり直させていただいたのが今日見ていただいている原案です。

・亀崎委員

簡単なことですが、一行目の「自己肯定観」の「かん」は「感じる」の「感」と思います。

・三浦会長

私の送った原稿がこのようになっていたと思います。自己肯定観の“観”を“感”に直してください。

もし、「この部分が気になる」というのがありましたらご連絡いただくということにして、今日のところはこれで決定ということでもよろしくをお願いします。

5. 報告事項

・三浦会長

報告事項は、すでにメール等でご連絡いただいておりますので、資料5の文書にて、報告があったということで差し支えないでしょうか。

(一同、了承)

・三浦会長

よろしいですね。

6. その他

①連絡事項

・三浦会長

それでは、最後に、「連絡事項等」について、事務局から説明をお願いします。

・事務局

事務局から、2点お知らせいたします。

1点目。本日の机上配布資料として、お配りしていますが、内閣府より「新制度に関する保護者への説明方法の研修会」を全国3か所で、子ども・子育て会議の委員などを対象に開催する予定であると案内がありました。つきましては、今回ご出席されている委員の方で、参加を希望さ

れる方は、研修会事務局へ直接お申し込みください。

2 点目。次回の子ども・子育て会議の開催日時ですが、9 月末までに県へ事業計画の概ねの案として、中間とりまとめを提出するようになっていることから、9 月 12 日（金）の午前 10 時より全体会の開催を予定しています。正式なご案内は、文書にて改めてご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

・三浦会長

それでは、以上をもちまして、本日の全体会の議事は終了したいと思います。事務局にお返しします。

8. 閉会

・事務局

以上をもちまして、「平成 26 年度第 2 回松山市子ども・子育て会議」を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日は、ご出席いただき、誠にありがとうございました。

（了）